

# 第1章

## 基本的な考え方



ボランティアによる読み聞かせ（小学校）



NPOによるそば打ち教室

# 第1章

## 基本的な考え方

### 1 生涯学習振興ビジョン策定の背景

#### (1) これまでの生涯学習推進計画の成果

葛飾区では、平成6年7月に「葛飾区生涯学習推進計画」を策定し、生涯学習施策の総合的指針としました。また、平成13年には、第2次生涯学習推進計画を策定し、7つの方向と重点課題を定め、生涯学習の推進に取り組んできました。

この間、生涯学習を推進するための各種講座の開催、わくわくチャレンジ広場事業<sup>\*</sup>や子育て講座の実施等による子育てへの支援、青戸地区図書館の開設や新中央図書館の建設着手、プラネタリウムのリニューアル、学校施設開放の拡大、さらには、IT講習会の開催や子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援など、時代の要請に基づく生涯学習事業を実施してきました。

この結果、区民の生涯学習の活動は大きく広がりを見せています。各種講座への参加の拡大、学校開放の進展、図書館やスポーツ施設の利用増加、区内NPO<sup>\*</sup>団体の活動の活発化に加え、わくわくチャレンジ広場事業で発揮された地域の支援力は、国や他の自治体に紹介されるなど、区が誇れる地域の財産となっています。

#### (2) 生涯学習をとりまく環境の変化

第2次生涯学習推進計画を策定した後、生涯学習を取り巻く環境は、少子高齢化、グローバル化<sup>\*</sup>、高度情報化や男女共同参画社会の進展が更に進むなど大きく変化しました。また、「団塊の世代<sup>\*</sup>」の大量退職や地球温暖化、格差社会、リテラシーの形骸化<sup>\*</sup>、健康問題、安全・安心対策、地域による子育てと学校支援の必要性など、新たな生涯学習に関わる課題も提起されています。



地区図書館でのおはなし会



一方で、これらの大きな変化に伴い、区民の学習活動も多様化しています。人や自然との関わりを再確認して生活を愉しむ知恵を身につけたり、視野を広げ情報を得て知識や経験を積み上げたり、地域の問題から地球レベルの問題の解決をめざして人々との協力を進めるなど、多様な展開が見られます。

こうした生涯学習の活動に支えられ、これまでの地縁組織による地域活動に加えて、ボランティア活動やNPO活動などによる「元気なかつしか」を育てる主体的な活動も進められています。

このことは、一人ひとりの区民が、自分自身の生活や人生の充実を願っていることの現われであるとともに、地域を基盤として、相互に支え合い助け合える社会の実現に向けた、一人ひとりが輝く学びと交流による新たな「ひとづくり・まちづくり」に向けた動きでもあります。

### (3) 教育基本法等の改正\*

憲法第26条「教育を受ける権利」に基づく「教育基本法」が、平成18年12月に改正されました。そこでは、「学校教育」(第6条)、「家庭教育」(第10条新設)、「社会教育」(第12条)等を包括する教育に関する基本理念として、「生涯学習の理念」(第3条)が新たに明記されました。また、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」(第13条)が新設されるなど生涯学習に関する規定が盛り込まれています。

さらに、「教育振興基本計画」(第17条)で、国には教育振興基本計画の策定が義務付けられ、地方公共団体は基本計画の策定に努めなければならないと明記され、教育振興のための具体的かつ確実な取組を促しています。

この教育基本法の改正を受けて、社会教育法が改正され、学習の機会の提供、奨励による生涯学習の振興、家庭教育に関する情報提供、放課後等に学校を利用して行なう学齢児童へ学習機会の提供、社会教育における学習機会を利用して行なった学習成果の活用、社会教育に関する情報の収集、提供などが規定されました。同時に図書館法、博物館法も改正されました。



大風揚げ大会(荒川河川敷)

## 2 生涯学習の理念と生涯学習振興ビジョンの位置づけ

教育基本法第3条「生涯学習の理念」には、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と明記されました。葛飾区においては、この理念に基づいて、地域の特性を踏まえ、その学習の成果を広く地域や社会に生かすことのできる「生涯学習社会」を実現していくことが重要です。

生涯学習は、社会教育や学校教育の中で行なわれる学習活動のみならず、社会全体の活動へ広がっています。そこで、葛飾区の生涯学習を振興するために、学校教育の振興を中心に策定した「葛飾区教育振興ビジョン」と軌を一にして、「生涯学習振興ビジョン」を策定することとしました。

この生涯学習振興ビジョンは、葛飾区基本計画の基調である「区民と創る元気なかつしか」を生涯学習の側面から実現しようとするものであり、特に、教育委員会が実施する社会教育施策を中心に取りまとめたものです。また、このビジョンでは、これまでの生涯学習の取組と実績、区民生活や社会状況の変化等を考慮し、特に重点的に取り組むべき施策を取り上げました。

なお、この「生涯学習振興ビジョン」は、「葛飾区教育振興ビジョン（第2次）」と併せて、教育基本法第17条の規定に基づく、葛飾区における「教育振興基本計画」として位置づけます。

## 3 生涯学習振興ビジョンの期間

この生涯学習振興ビジョンの期間は、平成21年度から5年程度とします。



アーチェリー教室  
(スポーツフェスティバル)

## 4 生涯学習振興ビジョンの目標と基本的な視点

### (1) 目標

一人ひとりが輝き「元気なかつしか」をつくる

**学びと交流による**

**“ひとづくり・まちづくり”**



地域の方によるバルーンアート



押し花教室（地域スポーツクラブ）

### (2) 基本的な視点

すべての人が自己実現を目指して、生きがいのある人生を創造し、一人ひとりが大切にされる豊かな社会を築くために、区民の生涯にわたる多様な学習活動を振興していきます。そこで、これまでの生涯学習関連施策や新しく取り組むべき課題について、次の視点から検討を加え、生涯学習振興のための施策を推進していきます。

## ① いつでも、どこでも、だれでも、 いつまでも

区民一人ひとりがいつでも自分が人生の主人公であるとの意識を持ち、豊かな人生を送れること、人生のあらゆるライフステージ\*において直面する様々な課題を解決できる能力を育むこと、人々が支えあい、生き生きとした地域社会を築くこと、これは私たちすべての願いです。

人は、いつでも学習にチャレンジし、自らの体験を広げることで、感じ、考え、ふれあい、豊かで充実した生活と人生を送ることができます。

生涯学習は、いつでもあらゆる機会に、すべての区民が主体となって、区と区民が協力、協働\*し、学習活動を進めていく環境を整備します。



かつしかシニアフォーラム



子ども英語ふれあい教室



シニア団体の竹とんぼ教室

## ② かかわり、つながり、ひろがり

区民の日常生活では、一人ひとりの暮らしの営みや隣近所の人々とのふれあい・協力、趣味やスポーツ、芸術などの活動の中で、様々な学習活動が行われています。

この学習活動と、区や地域が主催する講座や体験・交流活動への参加が結びついて、学習内容は深まり、視野が広がり、より個人的で社会的なつながりのあるものへとステップアップすることが可能です。また、人は学習を続けることで、知識や技術を習得し、豊かな人間性や魅力を育むとともに、人と人とのふれあいを大きく広げていくことができます。

生涯学習は、区民一人ひとりの自己実現、キャリアデザイン\*、地域の魅力発見、そして人々との心の交流につながるような学習活動を支援します。



戦争遺跡調査（葛飾探検団）

## ③ ひとづくり、まちづくり、かつしかづくり

私たちの住む地域には、暮らし、文化、遊び、産業、労働、子育て、福祉、安全、災害対策など、様々な分野で「学びの要素」が存在しています。こうした分野の学習活動に取り組むことで、自分のための学習や自己実現という目的から、地域での学習活動を通して、まちづくりへの参加の道が広がります。

生涯学習は、地域の様々な分野における現状や課題、特性、魅力を知ることからはじめ、人々とふれあい、つながり、学習で得た成果を地域社会に還元し、区と区民とが協働して「学びによる循環型社会\*」の構築をめざします。

# 葛飾区生涯学習振興ビジョンの施策の体系

一人ひとりが輝き「元気なかつしか」をつくる  
学びと交流による らじふへる・おなへる

## 1 区民の多様な「学び」を通して元気な葛飾をめざします

- (1) 持続可能な地域発展のための「学びのサイクル」の実現
- (2) シニア・団塊の世代の社会・地域活動への参画の推進
- (3) 区民との協働による地域における学習活動の推進
- (4) 人権尊重の理念を基礎とした学びの推進
- (5) 各世代のライフステージに応じたキャリアデザインの応援
- (6) だれもが学べるきめ細やかな学習支援
- (7) 図書館サービスの充実と博物館事業の推進
- (8) 区民の身近な地域でのスポーツ活動の推進

## 2 学校と地域が連携・協働し、子どもの育ちを応援します

- (1) 学校支援ボランティア活動の推進
- (2) 放課後子ども事業の充実
- (3) 子どもの安全を守る取組の推進
- (4) 家庭・学校・地域を結ぶPTA活動への支援
- (5) 青少年委員活動の推進

## 3 地域全体で子育て・家庭教育への支援を進めます

- (1) 家庭教育に関する学習機会の拡充
- (2) 子どもの体験活動の推進
- (3) すべての保護者に対する家庭教育情報の発信
- (4) 子育てサークルへの支援と子育てネットワークの支援
- (5) 子育て・家庭教育相談事業の推進と家庭教育アドバイザーの養成

## 4 生涯学習推進体制の整備を進めます

- (1) 生涯学習関連施策の総合的推進
- (2) 区民の学びの成果を活かした学習情報システムの構築
- (3) 学びの成果を活かした区民参加の相談体制の整備
- (4) 生涯学習施設の活用と整備
- (5) 生涯学習社会に対応した職員の育成と関連事業課支援
- (6) 生涯学習振興ビジョンの推進